

法 令 名	眉山地区の開発に関する指導要綱（昭和56. 1. 13施行）
制 度 の 趣 旨	この要綱は、法令に別段の定めがあるもののほか、眉山地区における開発行為の適正な施行に関し必要な事項を定めることにより、眉山地区の無秩序な開発を防止するとともに、緑を保全し、安全で良好な地域環境の確保を図ることを目的とする。（第1条）
開発行為の規制	（1）対象区域 徳島東部都市計画眉山風致地区のうち、市街化調整区域の区域及びその周辺地域で知事の指定する区域。 （2）対象とする開発行為 イ 土地の形質の変更で、その規模が1,000平方メートル以上のもの ロ 木竹を伐採して行う土地の形質の変更で、その規模が100平方メートル以上のもの ハ 建築物の建築（新築に限る。）で、その規模が延べ面積500平方メートル以上かつ敷地面積1,000平方メートル以上のもの ただし、市街化区域にあっては、イ又はロに該当するもので、その規模が1,000平方メートル以上のものに限る
開発行為・承認の基準	（1）道路、広場その他の施設が開発区域内における良好な環境を確保するのに支障のないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。 （2）排水路その他の排水施設が開発区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。 （3）水道その他の給水施設が当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。 （4）がけ崩れ、出水その他の災害を防止するための地盤の改良、よう壁の設置等安全上必要な配慮がなされていること。 （5）当該開発行為が開発区域の周辺における公共施設の規模及び能力又はその整備の計画からみて適当なものであること。 （6）空地及びのり面に植栽をする等緑地の保全及び緑化の推進に必要な配慮がなされていること。 （7）前号各に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺地域における災害の防止、良好な地域環境の確保等を図るために必要な配慮がなされていること。 （8）事業主に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。 （9）工事施工者に当該開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力があること。 （10）当該開発行為が開発区域及びその周辺地域に存するため池、水路その他の施設に直接影響があると認められる場合は、これらの施設について権利を有する者の同意を得ていること。
開発承認までのフロー	別紙のとおり
照 会 先	県土整備部都市計画課（088-621-2596）